

龍谷大学龍谷学会  
「龍谷大学論集」第483号 抜刷  
平成26年3月（2014・3）発行

『業施設』和訳研究(4)  
— 第6章～第9章 —

青 原 令 知

# 『業施設』和訳研究(4)

— 第6章～第9章 —

## 青 原 令 知

『業施設 (*Karmaprajñapti*)』の和訳研究の第4回目である。青原 [2012a], 青原 [2012b], 青原 [2013] より続く。今回は第6章から第9章までを扱う。

第6章では、前稿の [5-7] に示された十不律儀に対して分別が行われる。

[6-1] は十不律儀それぞれについて業・非業, 表・非表, 色・非色, 有対・無対, 心所・非心所の五門による対分別がなされる。この五門の分別は第3章の十不善業道に共通する。[6-2] では同じ十不律儀を身・語・意の三不律儀に区別した上で、五門による対分別がなされる。当然ながらその結果は [6-1] と共通する。

第7章と第8章は「不律儀」が種々の観点から分類される。ここでは前章の十不律儀には言及されず、広く不染汚の法を不律儀と呼んで各種に分類しているようである。[7-1] は四種の五不律儀の分類を示す。既出の表非表と有対無対に身語意と三界繫を組み合わせた四種である。表と有対は意と無色界繫に対して組み合わせが存在しないので五不律儀となる。

[7-2] では五種の六不律儀の分類が提示される。これより前はかろうじて業論の延長上にある分別といえたが、ここでは三界繫と心所・非心所, 心相応・心不相応, 有所縁・無所縁の対分別との組み合わせ, さらに六根による不律儀を加えた五種の六不律儀となっていて、これまでなかった要素が登場し考察範囲を拡げている。しかも組み合わせの可能性を列挙するのみで、具体的な法の名称は示されない。

さらに [7-3] 以降はいわゆる五部の所断法 (見苦・集・滅・道・修所断) を展開する形で、まずこれを不律儀に適用して [7-3] 五不律儀とし、法智・類智と組み合わせて [7-4] 九不律儀, 三界繫と組み合わせて [7-5] 十五不律儀が示された後、それに十随眠を適用して [7-7] 九十八不律儀が示され、こ

ここで初めて個々の法の名称が登場する。明らかに煩惱論からの転用であり、九十八不律儀は『品類足論』の九十八随眠とほぼ同じ説き方をしている。そこから三界の要素を除いたのが [8-1] 三十六不律儀であり、これも同論書に共通する。ただ、九十八・三十六不律儀ではそれらが「不律儀」と呼ばれる根拠に言及される。そして三界繫である [8-2] 三不律儀、それに心相応・不相応を適用した [8-3] 六不律儀が示され、それぞれの相互関係が説かれる。

これら二章の「不律儀」は第6章までとは明らかに別物であり、むしろ玄奘が訳し分けたような「非律儀」の訳語を採用する方がよいのかもしれない。

第8章の最後 [8-4] では、これまでの不善業の説示を善業にも適用すべきことが述べられる。これは、善業に関する解説をすべて省略する宣言であり、同時にここで本論が一つの区切りを迎える、総括的な意味をも有する<sup>(1)</sup>。

それを示すように、第8章までが主として不善の業因の分別であったのに対し、第9章以降は業の因果関係と異熟の問題に視点が移っている。そのうち第9章は、善・不善・無記の三性を中心とした業の因果がテーマとなっている。

[9-1] は過去・現在・未来の思を生じる原因が三世のいずれであるかが分析される。本節の記述は『識身足論』に類似文が見いだされる。[9-2] は三性相互の因果関係が、諸法全般を考察対象として語られる。以上の二項は、異熟因果だけでなく同類因・俱有因をも想定した諸法の因果関係の考察となっている。それに対して [9-3] は業とその異熟の関係がテーマであり、業の異熟を受用する心について、三性と見所断・修所断との関わりにおいて分別される。ここでは異熟を受用する心が善・不善・無記であったり見・修所断の纏であったりされるが、異熟果そのものは無記であるので、あくまで異熟果受用時の心のあり方を問題にした特殊な分別といえる。

注目すべきは、本論前半の第3章辺りまでは初期有部論書との共通項が多く見られたが、今回の部分ではむしろ中期論書の要素が見られることである。上述のように『品類足論』『識身足論』に対応する学説が導入されているのであり、六足論の成立史において多くの示唆を与えてくれる。

《略号・参考文献》(未出分)

青原令知 [2013] 『業施設』和訳研究(3)一第3章～第5章一 『佛教學研究』

不律儀であるが心所ではないものはあるのか。答える。ある。断生命・不与取・欲邪行・虚誑語・離間語・麁惡語・雜穢語である。

## 6-2. 身・語・意不律儀の五門分別

### 6-2-1. 身不律儀の五門分別 (D202a6 P245b1 N222a1)

身不律儀は三種である。断生命・不与取・欲邪行である。

#### 6-2-1-1. 身不律儀の業・非業分別 (D202a6 P245b2 N222a2)

身不律儀でもあり業でもあるものはあるのか。答える。ある。すべてである。

身不律儀であるが業ではないものはあるのか。答える。ない。

#### 6-2-1-2. 身不律儀の表・非表分別 (D202a7 P245b3 N222a2)

身不律儀でもあり表でもあるものはあるのか。答える。ある。断生命からなる表と、不与取・欲邪行からなる表である。

身不律儀ではあるが表ではないものはあるのか。答える。ある。断生命からなる無表と、不与取・欲邪行からなる無表である。

#### 6-2-1-3. 身不律儀の色・非色分別 (D202b2 P245b6 N222a4)

身不律儀でもあり色でもあるものはあるのか。答える。ある。すべてである。

身不律儀であるが色ではないものはあるのか。答える。ない。

#### 6-2-1-4. 身不律儀の有対・無対分別 (D202b3 P245b7 N222a5)

身不律儀でもあり対碍を有するものはあるのか。答える。ある。断生命からなる表と、不与取・欲邪行からなる表である。

身不律儀であるが対碍のないものはあるのか。答える。ある。断生命からなる無表と、不与取・欲邪行からなる無表である。

#### 6-2-1-5. 身不律儀の心所・非心所分別 (D202b5 P246a1 N222a7)

身不律儀でもあり心所でもあるものはあるのか。答える。ない。

身不律儀であるが心所ではないものはあるのか。答える。ある。すべてである。

### 6-2-2. 語不律儀の五門分別 (D202b6 P246a3 N222b1)

語不律儀は四種である。虚誑語・離間語・麁惡語・雜穢語である。

#### 6-2-2-1. 語不律儀の業・非業分別 (D202b6 P246a3 N222b1)

語不律儀でもあり業でもあるものはあるのか。答える。ある。すべてである。

語不律儀であるが業ではないものはあるのか。答える。ない。

#### 6-2-2-2. 語不律儀の表・非表分別 (D202b7 P246a5 N222b2)

語不律儀でもあり表でもあるものはあるのか。答える。ある。虚誑語からなる表と、離間語・麁惡語・雜穢語からなる表である。

語不律儀であるが表ではないものはあるのか。答える。ある。虚誑語からなる無表と、離間語・麁惡語・雜穢語からなる無表である。

6-2-2-3. 語不律儀の色・非色分別 (㊦203a2 ㊦246a7 ㊦222b4)

語不律儀でもあり色でもあるものはあるのか。答える。ある。すべてである。

語不律儀であるが色ではないものはあるのか。答える。ない。

6-2-2-4. 語不律儀の有対・無対分別 (㊦203a3 ㊦246a8 ㊦222b5)

語不律儀でもあり対碍を有するものはあるのか。答える。ある。虚誑語からなる表と、離間語・麁惡語・雜穢語からなる表である。

語不律儀であるが対碍がないものはあるのか。答える。ある。虚誑語からなる無表と、離間語・麁惡語・雜穢語からなる無表である。

6-2-2-5. 語不律儀の心所・非心所分別 (㊦203a4 ㊦246b3 ㊦222b7)

語不律儀でもあり心所でもあるものはあるのか。答える。ない。

語不律儀であるが心所ではないものはあるのか。答える。ある。すべてである。

6-2-3. 意不律儀の五門分別 (㊦203a5 ㊦246b4 ㊦223a1)

意不律儀は三種である。貪欲・瞋恚・邪見である。

6-2-3-1. 意不律儀の業・非業分別 (㊦203a6 ㊦246b5 ㊦223a1)

意不律儀でもあり業でもあるものはあるのか。答える。ない。

意不律儀であるが業ではないものはあるのか。答える。ある。すべてである。

6-2-3-2. 意不律儀の表・非表分別 (㊦203a6 ㊦246b6 ㊦223a2)

意不律儀でもあり表でもあるものはあるのか。答える。ない。

意不律儀であるが表ではないものはあるのか。答える。ある。すべてである。

6-2-3-3. 意不律儀の色・非色分別 (㊦203a7 ㊦246b7 ㊦223a3)

意不律儀でもあり色でもあるものはあるのか。答える。ない。

意不律儀であるが色ではないものはあるのか。答える。ある。すべてである。

6-2-3-4. 意不律儀の有対・無対分別 (㊦203b1 ㊦247a1 ㊦223a4)

意不律儀でもあり対碍を有するものはあるのか。答える。ない。

意不律儀であるが対碍がないものはあるのか。答える。ある。すべてである。

6-2-3-5. 意不律儀の心所・非心所分別 (㊦203b2 ㊦247a2 ㊦223a4)

意不律儀でもあり心所でもあるものはあるのか。答える。ある。すべてである。

意不律儀であるが心所ではないものはあるのか。答える。ない。

「業施設」第六章。

## 第7章 不律儀の分類① (D203b3 P247a3 N223a5)

目次偈。

- [1] 四種の五不律儀 [2] また種々の六〔不律儀〕は五類に分別<sup>(11)</sup>  
[3] 不律儀は五と [4] 九 [5] 十五と [6] 九十八。

### 7-1. 四種の五不律儀

#### 7-1-1. 身語意・表非表による五不律儀 (D203b3 P247a4 N223a6)

抑制されない不律儀が五つある。五つは何か。答える。身門による表と非表と、語門による表と非表と、意門による非表である<sup>(12)</sup>。

#### 7-1-2. 身語意・有対無対による五不律儀 (D203b4 P247a6 N223a7)

さらにまた、五つの抑制されない律儀がある。身門による有対と無対と、語門による有対と無対と、意門による無対である。

#### 7-1-3. 三界繫・有対無対による五不律儀 (D203b5 P247a7 N223b1)

さらにまた、五つの抑制されない不律儀がある。欲界繫の有対と無対と、色界繫の有対と無対、無色界繫の無対である。

#### 7-1-4. 三界繫・表非表による五不律儀 (D203b6 P247a8 N223b2)

さらにまた、五つの抑制されない不律儀がある。欲界繫の表と非表と、色界繫の表と非表、無色界繫の非表である<sup>(13)</sup>。

### 7-2. 五種の六不律儀

#### 7-2-1. 三界繫・心所非心所による六不律儀 (D204a1 P247b2 N223b3)

六つの抑制されない不律儀がある。欲界繫の心所と非心所と、色界繫の心所と非心所と、無色界繫の心所と非心所である。

#### 7-2-2. 三界繫・心相応不相応による六不律儀 (D204a2 P247b4 N223b5)

さらにまた、六つの抑制されない不律儀がある。欲界繫の心相応と心不相応と、色界繫の心相応と心不相応と、無色界繫の心相応・心不相応である。

#### 7-2-3. 三界繫・有所縁無所縁による六不律儀 (D204a3 P247b6 N223b6)

さらにまた、六つの抑制されない不律儀がある。欲界繫の有所縁と無所縁と、色界繫の有所縁と無所縁と、無色界繫の有所縁と無所縁である。

#### 7-2-4. 三界繫・見所断修所断による六不律儀 (D204a5 P247b8 N224a1)

さらにまた、六つの抑制されない不律儀がある。欲界繫の見所断と修所断と、色界繫の見所断と修所断と、無色界繫の見所断と修所断である。

#### 7-2-5. 六根による六不律儀 (D204a6 P248a2 N224a2)

さらにまた、六つの抑制されない不律儀がある。眼の不律儀と、耳・鼻・舌・身・意の不律儀である。

### 7-2-5-1. 眼不律儀の成就関係 (㊦204a7 ㊧248a3 ㊨224a3)

眼の不律儀を有する者は、耳の不律儀も有するののか。答える。そうである。  
耳の不律儀を有する者は、眼の不律儀を有するののか。答える。そうである。

眼の不律儀と耳の不律儀に準じて、[眼と] 身の不律儀もまた同様である。

眼の不律儀を有する者は、鼻の不律儀も有するののか。答える。鼻の不律儀を有する者は、眼の不律儀を有する。眼の不律儀を有するが、鼻の不律儀を有しない者があるののか。答える。ある。たとえば、欲 [界] から離欲し、梵天世間からは未離欲である者のように。<sup>(14)</sup>

眼の不律儀と鼻の不律儀に準じて、[眼と] 舌の不律儀もまた同様である。

眼の不律儀を有する者は、意の不律儀を有するののか。答える。眼の不律儀を有する者は、意の不律儀を有する。意の不律儀を有するが、眼の不律儀を有しない者があるののか。答える。ある。たとえば、梵天世間から離欲し、上 [界] は未離欲である者のように。

### 7-2-5-2. 他の根の不律儀の成就関係 (㊦204b5 ㊧248b3 ㊨224b1)

眼の不律儀に前述のように広説するのと同じように、耳および身の不律儀にも前述のように広説する。

鼻の不律儀を有する者は、舌の不律儀を有するののか。答える。そうである。<sup>(15)</sup>  
舌の不律儀を有する者は、鼻の不律儀も有するののか。答える。そうである。

鼻の不律儀を有する者は、意の不律儀を有するののか。答える。鼻の不律儀を有する者は、意の不律儀も有する。意の不律儀を有するが、鼻の不律儀を有しない者があるののか。答える。ある。たとえば、欲 [界] を離欲して、色 [界] は未離欲である者のように。<sup>(16)</sup>

鼻の不律儀に前述のように広説するのと同じように、舌の不律儀にも前述のように広説する。

### 7-3. 五不律儀 (㊦205a1 ㊧248b8 ㊨224b5)

抑制されない不律儀は五つである。五つとは何か。答える。見苦所断の抑制されない不律儀と、見集・滅・道と修所断の抑制されない不律儀である。

### 7-4. 九不律儀 (㊦205a2 ㊧249a2 ㊨224b6)

抑制されない不律儀は九つである。九つとは何か。答える。苦法智所断の抑制されない不律儀と、苦類智所断・集法智所断・集類智所断・滅法智所断・滅類智所断・道法智所断・道類智所断・修所断の、抑制されない不律儀である。

### 7-5. 十五不律儀 (㊦205a4 ㊧249a5 ㊨225a1)

抑制されない不律儀は十五である。十五とは何か。答える。欲界繫の五つと、

色界繫の五つと、無色界繫の五つである。

欲界繫の五つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見苦所断の抑制されない不律儀と、欲界繫の見集・滅・道と修所断の抑制されない不律儀である。

欲界繫に準じて、色・無色界繫も同様である。

## 7-6. 九十八不律儀

### 7-6-1. 九十八不律儀の分類<sup>(17)</sup>

#### 7-6-1-1. 九十八不律儀の三界繫区分 (㉑205a7 ㉒249b1 ㉓225a4)

抑制されない不律儀は九十八である。九十八とは何か。答える。欲界繫の三十六と、色界繫の三十一と、無色界繫の三十一である。

#### 7-6-1-2. 九十八不律儀の五部区分 (㉑205b1 ㉒249b3 ㉓225a6)

欲界繫の三十六の抑制されない不律儀は何か。答える。見苦所断の十と、見集所断の七つと、見滅所断の七つと、見道所断の八つと、修所断の四つである。

色界繫の三十一の抑制されない不律儀は何か。答える。見苦所断の九つと、見集所断の六つと、見滅所断の六つと、見道所断の七つと、修所断の三つである。

色界繫に準じて、無色界繫もまた同様である。

#### 7-6-1-3. 九十八不律儀の名称 (㉑205b4 ㉒249b7 ㉓225b2)

欲界繫の〔見苦所断の〕十の抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見苦所断の有身見・辺執見・邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明である。

欲界繫の〔見集所断の〕七つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見集所断の邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明である。

欲界繫の〔見滅所断の〕七つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見滅所断の邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明である。

欲界繫の〔見道所断の〕八つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の見道所断の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明である。

欲界繫の〔修所断の〕四つの抑制されない不律儀は何か。答える。欲界繫の修所断の貪・瞋・慢・無明である。

欲界繫に準じて色・無色界繫も同様であるが、瞋を除く。

### 7-6-2. 九十八不律儀の根拠 (㉑206a4 ㉒250b1 ㉓226a2)

どうして欲界繫の有身見を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏<sup>(18)</sup>のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、すべての欲界〔の諸



法] に対して抑制されないという。

[欲界繫の] 有身見に準じて、[欲界繫の] 辺執見と、見苦所断の邪見・見取・戒禁取・疑と遍行の無明もまた同様である。

どうして欲界繫の見苦所断の貪を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、欲界繫の見苦所断の諸法に対して抑制されないという。

欲界繫の見苦所断の貪に準じて、[欲界繫の見苦所断の] 瞋・慢と非遍行の無明もまた同様である。

[欲界繫の] 見苦所断に準じて [欲界繫の] 見集所断も同様であるが、有身見・<sup>(20)</sup> 辺執見は除く。

どうして欲界繫の見滅所断の邪見を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、それと相応する諸法に対して抑制されないという。

欲界繫の見滅所断の邪見に準じて、[欲界繫の見滅所断の] 疑と、無漏を所縁とする無明も同様である。

どうして欲界繫の見滅所断の見取を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、欲界繫の見滅所断の諸法に対して抑制されないという。

欲界繫の見滅所断の見取に準じて、[欲界繫の見滅所断の] 貪・瞋・慢と、有漏を所縁とする無明も同様である。

[欲界繫の] 見滅所断に準じて、[欲界繫の] 見道所断も同様であるが、戒禁取 [も] 示されるべきである。

どうして欲界繫の修所断の貪を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、欲界繫の修所断の諸法に対して抑制されないという。

欲界繫の修所断の貪に準じて、[欲界繫の修所断の] 瞋・慢・無明も同様である。

欲界繫に準じて、色・無色界繫も同様に説かれるべきである。

「業施設」第七章。

## 第8章 不律儀の分類② (㊦207a3 ㊦251b4 ㊦227a1)

目次偈。

[1] 抑制されない不律儀は三十六と教示し

[2] 界門により三不律儀 [3] 心不相応の六種による不律儀が最後  
[4] 同様に白の側にも適用され三根から始めて  
さらにその後問われるべし。

## 8-1. 三十六不律儀

### 8-1-1. 三十六不律儀の分類<sup>(21)</sup> (㊦207a4 ㊦251b6 ㊦227a2)

三十六の抑制されない不律儀は何か。答える。見苦所断の十と、見集所断の七つと、見滅所断の七つと、見道所断の八つと、修所断の四つである。

見苦所断の十の抑制されない不律儀は何か。答える。有身見・辺執見と、見苦所断の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明である。

見集所断の七つの抑制されない不律儀は何か。答える。見集所断の邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明である。

見滅所断も同様である。

見道所断の八つの抑制されない不律儀は何か。答える。見道所断の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明である。

修所断の四つの抑制されない不律儀は何か。答える。修所断の貪・瞋・慢・無明である。

### 8-1-2. 三十六不律儀の根拠 (㊦207b3 ㊦252a7 ㊦227b2)

どうして有身見を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁が抑制されず、断ぜられていないから、すべての欲界に対して抑制されないという。

有身見に準じて、辺執見と見苦所断の邪見・見取・戒禁取・疑と遍行の無明もまた同様である。

どうして見苦所断の貪を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、見苦所断の諸法〔に対して〕抑制されないという。

見苦所断の貪に準じて、〔見苦所断の〕瞋・慢と非遍行の無明もまた同様である。

見苦所断に準じて、見集所断もまた同様であるが、有身見・辺執見・戒禁取は除く。

どうして見滅所断の邪見を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、それと相応する諸法に対して抑制されないという。

見滅所断の邪見に準じて、〔見滅所断の〕疑と、無漏を所縁とする無明もま

た同様である。

どうして見滅所断の見取を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁〔に対して〕抑制されず、断ぜられていないから、見滅所断の諸法に対して抑制されないという。

見滅所断に準じて、見道所断もまた同様であるが、戒禁取〔も〕示されるべきである。

どうして修所断の貪を、抑制されない不律儀というのか。答える。纏のために所縁に対して抑制されず、断ぜられていないから、修所断の諸法に対して抑制されないという。

修所断の貪に準じて、〔修所断の〕瞋・慢・無明もまた同様である。

## 8-2. 三不律儀

### 8-2-1. 三界繫の不律儀 (㊦208a7 ㊦253a6 ㊦228a6)

三つの抑制されない不律儀がある。欲界繫の抑制されない不律儀と、色界繫の抑制されない不律儀と、無色界繫の抑制されない不律儀である。

### 8-2-2. 三不律儀の未断・未遍知の関係

#### 8-2-2-1. 欲界繫と色界繫の場合 (㊦208b1 ㊦253a8 ㊦228b1)

欲界繫の抑制されない不律儀を断ぜず遍知していない者にとって、色界繫の抑制されない不律儀も断ぜず遍知していないのか、あるいは色界繫の抑制されない不律儀を断ぜず遍知していない者にとって、欲界繫の抑制されない不律儀も断ぜず遍知していないのか。答える。欲界繫の抑制されない不律儀を断ぜず遍知していない者にとって、色界繫の抑制されない不律儀も断ぜず遍知していない。

色界繫〔の不律儀は未断・未遍知〕であるが欲界繫〔の不律儀は未断・未遍知〕ではないものはあるのか。答える。ある。たとえば、欲〔界〕から離欲して、色〔界〕からは未離欲である場合のように。

#### 8-2-2-2. 欲界繫と無色界繫の場合 (㊦208b5 ㊦253b5 ㊦228b5)

欲界繫の抑制されない不律儀を断ぜず遍知していない者にとって、無色界繫の抑制されない不律儀も断ぜず遍知していないのか、あるいは無色界繫の抑制されない不律儀を断ぜず遍知していない者にとって、欲界繫の抑制されない不律儀も断ぜず遍知していないのか。答える。欲界繫の抑制されない不律儀を断ぜず遍知していない者にとって、無色界繫の抑制されない不律儀も断ぜず遍知していない。

無色界繫〔の不律儀は未断・未遍知〕であるが欲界繫〔の不律儀は未断・未

### 9-3-1-2. 不善業の異熟心の三性分別 (㊦213a1 ㊦259a1 ㊦233a5)

不善業の異熟は、善心あるいは不善心あるいは無記心によって受用することがあるのか。答える。ある。たとえば、不善業の異熟として短命・醜貌・劣家・少財・悪評・非力を得たとして、その者がもし善心をともなっているなら、善心によって異熟を受用する。そのとき不善心をともなっているなら、不善心によって異熟を受用する。そのとき無記心をともなっているなら、無記心によって異熟を受用する。

### 9-3-1-3. 善・不善業の異熟心の三性分別 (㊦213a4 ㊦259a5 ㊦233b1)

善・不善業の異熟は、善心あるいは不善心あるいは無記心によって受用することがあるのか。答える。ある。たとえば、善業の異熟として長寿・美貌・良家を得て、不善業の異熟として少財・悪評・非力を得たとして、あるいは不善業の異熟として短命・醜貌・劣家を得て、善業の異熟として大財・名声・権力を得たとして、その者がもし善心をともなっているなら、善心によって異熟を受用する。そのとき不善心をともなっているなら、不善心によって異熟を受用する。そのとき無記心をともなっているなら、無記心によって異熟を受用する。

## 9-3-2. 善・不善業の異熟の所断纏分別

### 9-3-2-1. 善業の異熟の所断纏分別 (㊦213a7 ㊦259b3 ㊦233b5)

善の異熟は、見所断の纏に纏われ、また修所断の纏に纏われて受用することがあるのか。答える。ある。たとえば、善業の異熟として長寿・美貌・良家・大財・名声・権力を得たとして、その者がもし見所断の纏に纏われているなら、彼は見所断の纏に纏われて異熟を受用する。そのとき修所断の纏に纏われているなら、彼は修所断の纏に纏われて異熟を受用する。

### 9-3-2-2. 不善業の異熟の所断纏分別 (㊦213b3 ㊦259b7 ㊦234a1)

不善業の異熟は、見所断の纏に纏われ、また修所断の纏に纏われて受用することがあるのか。答える。ある。たとえば、不善業の異熟として短命・醜貌・劣家・少財・悪評・非力を得たとして、彼がもし見所断の纏に纏われているなら、彼は見所断の纏に纏われて異熟を受用する。そのとき修所断の纏に纏われているなら、彼は修所断の纏に纏われて異熟を受用する。

### 9-3-2-3. 善・不善業の異熟の所断纏分別 (㊦213b6 ㊦260a3 ㊦234a4)

善・不善業の異熟は、見所断の纏に纏われ、また修所断の纏に纏われて受用することがあるのか。答える。ある。たとえば、善業の異熟として長寿・美貌・良家を得て、不善業の異熟として少財・悪評・非力を得たとして、あるいは不善業の異熟として短命・醜貌・劣家を得て、善業の異熟として大財・名

声・権力を得たとして、その者がもし見所断の纏に纏われているなら、彼は見所断の纏に纏われて異熟を受用する。そのとき修所断の纏に纏われているなら、彼は修所断の纏に纏われて異熟を受用する。

### 9-3-3. 見・修所断業の異熟の三性分別

#### 9-3-3-1. 見所断業の異熟の三性分別 (㊦214a3 ㊦260b2 ㊦234b2)

見所断の業の異熟は、善心あるいは不善心あるいは無記心によって受用するものがあるのか。答える。ある。たとえば、見所断の〔不善<sup>(43)</sup>〕業の異熟として、短命・醜貌・劣家・少財・悪評・非力を得るとき、その者がもし善心をともなっているなら、善心によって異熟を受用する。そのとき不善心をともなっているなら、不善心によって異熟を受用する。そのとき無記心をともなっているなら、無記心によって異熟を受用する。

#### 9-3-3-2. 修所断業の異熟の三性分別 (㊦214a6 ㊦260b6 ㊦234b4)

修所断の業の異熟は、善心あるいは不善心あるいは無記心によって受用するものがあるのか。答える。ある。たとえば、修所断の不善業の異熟として短命・醜貌・劣家を得て、善業の異熟として大財・名声・権力を得たとして、あるいは善業の異熟として長寿・美貌・良家を得て、修所断の〔不善〕業の異熟として少財・悪評・非力を得たとして、その者がもし善心をともなっているなら、善心によって異熟を受用する。そのとき不善心をともなっているなら、不善心によって異熟を受用する。そのとき無記心をともなっているなら、無記心によって異熟を受用する。

#### 9-3-3-3. 見・修所断業の異熟の三性分別 (㊦214b2 ㊦261a3 ㊦235a2)

見所断・修所断の業の異熟は、善心あるいは不善心あるいは無記心によって受用<sup>(44)</sup>するものがあるのか。答える。ある。たとえば、見所断・修所断の不善業の異熟として短命・醜貌・劣家を得て、善業の異熟として大財・名声・権力を得たとして、あるいは善業の異熟として長寿・美貌・良家を得て、見所断・修所断の不善業の異熟として少財・悪評・非力を得たとして、その者がもし善心をともなっているなら、善心によって異熟を受用する。そのとき不善心をともなっているなら、不善心によって異熟を受用する。そのとき無記心をともなっているなら、無記心によって異熟を受用する。

### 9-3-4. 見・修所断業の異熟の所断纏分別

#### 9-3-4-1. 見所断業の異熟の所断纏分別 (㊦214b7 ㊦261b2 ㊦235a6)

見所断の業の異熟は、見所断の纏に纏われ、また修所断の纏に纏われて受用することができるのか。答える。ある。たとえば、見所断の不善業の異熟として、

短命・醜貌・劣家・少財・悪評・非力を得るとき、その者がもし見所断の纏に纏われているなら、彼は見所断の纏に纏われて異熟を受用する。そのとき修所断の纏に纏われているなら、彼は修所断の纏に纏われて異熟を受用する。

### 9-3-4-2. 修所断業の異熟の所断纏分別 (D215a3 P261b7 N235b3)

修所断の業の異熟は、見所断の纏に纏われ、また修所断の纏に纏われて受用することができるのか。答える。ある。たとえば、修所断の不善業の異熟として短命・醜貌・劣家を得て、善業の異熟として大財・名声・権力を得たとして、あるいは善業の異熟として長寿・美貌・良家を得て、修所断の不善業の異熟として少財・悪評・非力を得たとして、その者がもし見所断の纏に纏われているなら、彼は見所断の纏に纏われて異熟を受用する。そのとき修所断の纏に纏われているなら、彼は修所断の纏に纏われて異熟を受用する。

### 9-3-4-3. 見修所断業の異熟の所断纏分別 (D215a7 P262a6 N235b7)

見所断〔・修所断〕の業の異熟は、見所断の纏に纏われ、また修所断の纏に纏われて受用することができるのか。答える。ある。たとえば、見所断・修所断の不善業の異熟として短命・醜貌・劣家を得て、善業の異熟として大財・名声・権力を得たとして、あるいは善業の異熟として長寿・美貌・良家を得て、見所断・修所断の不善業の異熟として少財・悪評・非力を得たとして、その者がもし見所断の纏に纏われているなら、彼は見所断の纏に纏われて異熟を受用する。そのとき修所断の纏に纏われているなら、彼は修所断の纏に纏われて異熟を受用する。

「業施設」第九章。

#### 註

- (1) ただし [8-4] の記述には問題や混乱が存在する。該当箇所を註を参照。
- (2) 以下の五門は、同種の分別であっても [5-1] および [3-2] ~ [3-6] とは問答の仕方が異なっていることに注意。不律儀がそれらとは観点が異なることを示す。ただしその分別結果は異なることはない。
- (3) ここでいう「断生命から邪見まで」は十不善業道ではなく、直前 [5-7] で定義された「十不律儀」を指す。十の内容は不善業道と等しい。
- (4) *sdom pa ma yin pa* (= \**asaṃvara*) は『俱舍論』玄奘訳などでは一般に「不律儀」と訳され、有部では無表業の分類の一つに挙げられる語である。しかし本論で以下に語られる *asaṃvara* は、一部その概念を含みながらもまったく性格の異なる用語として用いられている。玄奘はそれを考慮してか、『婆沙論』に引用される『施設論』では「非律儀」という別な訳語を用いている ([8-3] 下の註参照)。以下ひとまず「不律儀」と訳しておくが、この意味の相違は念頭に

置いておいていただきたい。

- (5) nas byung ba. いくつかの原語が想定されるが、ここでは「～から生じた」の意ではなく、-maya あるいは接尾辞-ka のような所属・関連を表わす語と解釈した。
- (6) rnam par rig byed ni ma yin pa (= \*na vijñaptih). 下線部の ni は⑩のみに見られ⑪と⑫はこれを欠くが、後の [6-2-3-2] 意不律儀の同様の分別では諸本一致して ni を有する。「無表」(rnam par rig byed ma yin pa = \*avijñapti) ではなく「非表」を意味するのであり、他の門と同様の「A / 非A」の二句分別がなされていると見なしうる。青原 [2010: 14-16] 参照。
- (7) この表現によれば明らかに貪欲・瞋恚・邪見が前七の無表とは区別されており、意の三不律儀に無表を想定していないことが分かる。もしそれらが無表ならば十不律儀からなる無表を一括して語れば済むことだからである。
- (8) 次節の身・語不律儀の有対・無対分別では、有対を「断生命等からなる表」、無対を「断生命等からなる無表」としており、ここではそれが反映されていない。上の表・非表分別と同じように「断生命からなる無表、不与取・欲邪行・虚誑語・離間語・僞悪語・雜穢語からなる無表」を付け加える必要がある。前後の分別と混同したのであろう。
- (9) 原文 ngag gyi rnam par rig byed ma yin pa (語無表) を訂正。[加藤ノート] による。
- (10) 原文 rnam par rig byed kyang ma yin pa であるが、ma を削除して訂正する。
- (11) drug tshan dag kyang rabs rngar bcad. 解釈しづらい句であるが、[7-2] 本文に即してこのように訳した。[加藤ノート] は tshan dag を tshan bzhi と訂正した上で「六 (非律儀) 四区分と及び十分に五に区分すること」と訳す (rabs は⑩の rab を採用) がよく理解できない。
- (12) 前節の議論から解釈して、ここでも「表・非表」の区分がなされているとみなす。したがって意門に無表を説くのではなく、「表ではないもの」である。
- (13) 有部教学においては無色界繫には無表はないとされるから、ここでも「非表」を意味することが分かる。
- (14) 色界には香がないから鼻不律儀はなく、また味ががないから舌不律儀もない。cf. AKBh:20.19-23.
- (15) ⑩は「そうではない (de ni ma yin no.)」で、まったく逆の答えをしている。
- (16) 原文は dang ldan pa yod (有する) であるが、訂正した。
- (17) 以降の記述は『品類足論』辯隨眠品の九十八隨眠の分類と軌を一にしている。「九十八隨眠、幾欲界繫・幾色界繫・幾無色界繫。答。三十六欲界繫、三十一色界繫、三十一無色界繫。此九十八隨眠、幾見所斷・幾修所斷。答。八十八見所斷、十修所斷。欲界繫三十六隨眠、幾見所斷・幾修所斷。答。三十二見所斷、四修所斷。色界繫三十一隨眠、幾見所斷・幾修所斷。答。二十八見所斷、三修所斷。無色界繫三十一隨眠亦爾。此九十八隨眠、幾見苦所斷・幾見集滅道修所斷。答。二十八見苦所斷、十九見集所斷、十九見滅所斷、二十二見道所斷、十修所斷。欲界繫三十六隨眠、幾見苦所斷・幾見集滅道修所斷。答。十見苦所斷、七見集所斷、

七見滅所斷，八見道所斷，四修所斷。色界繫三十一隨眠，幾見苦所斷・幾見集滅道修所斷。答。九見苦所斷，六見集所斷，六見滅所斷，七見道所斷，三修所斷。無色界繫三十一隨眠亦爾。」(①1542.vol.26:702a8-24)。

- (18) ma spangs pa'i phyir. かつて拙稿の試訳(青原 [2009b:180])においては、業論の立場からこの語を *avirata* とみなして「離れない」と訳したが、『品類足論』の隨眠隨増が「未断・未遍知」によるという記述(①1542.vol.26:702a26-27)などを鑑みて(本論でも [8-2] にその表現がある)、やはり「未断」(*aprahāṇa*)とする方がよいと思直した。ここでの不律儀が広く雑染の法を包摂することから、おそらく断惑論から用語を転用したものと思われる。「未抑制」という不律儀的側面に「未断」という煩悩的側面を付加した表現といえる。
- (19) 次段に続く原文は、...*khong khro ba dang nga rgyal dang ma rig pa rnams kyang de dang 'dra'o// thams cad du 'gro ba ni sdug bsnal mthong bas sbang bar bya ba rnams ji lta ba bzhin du...* とあり、そのまま訳せば「...瞋・慢・無明も同様である。遍行は見苦所断に準じて…」となるが、おそらく原文が...*evaṃ dveṣo māno 'vidyasarvatragā ca. yathā duḥkhaḍarśanaprahātavyāḥ...* などとあったのをチベット訳者が読み違えたのであろう。[8-1-2] 三十六不律儀の同様の記述により訂正する。
- (20) 有部教学上、有身見・辺執見とともに戒禁取も見集所断は存在しないが、ここで戒禁取だけ除外されないのは、単なる遺漏か。[8-1-2] の三十六不律儀では言及されている。
- (21) cf. 『品類足論』 [①1542.vol.26:707a7-16] 有三十六隨眠。謂見苦所斷十，見集所斷七，見滅所斷七，見道所斷八，修所斷四。見苦所斷十隨眠云何。謂有身見・邊執見，見苦所斷邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明。見集所斷七隨眠云何。謂見集所斷邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明。見滅所斷七隨眠云何。謂見滅所斷邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明。見道所斷八隨眠云何。謂見道所斷邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明。修所斷四隨眠云何。謂修所斷貪・瞋・慢・無明。
- (22) 目次偈の語句を注釈しているように見えるが、おそらく他の項目のように「不律儀は三十六ある。三十六とは何か」という形式を取るのが本来であろう。
- (23) この箇所は『婆沙論』に引用が見られる。  
『婆沙論』雜蘊 [①1545.vol.27:093a18-27] 問。如何得知要離下染上地煩惱方得現前。答。如施設論說。「有六種非律儀。謂三界繫各有二種，一相應・二不相應。欲界相應非律儀現在前時，六非律儀成就，四非律儀亦現在前，謂欲界二・色・無色界各不相應。色界相應非律儀現在前時，四非律儀成就，三非律儀亦現在前，謂色界二・無色界不相應。無色界相應非律儀現在前時，二非律儀成就，亦現在前，謂無色界二。」此中，染法名「非律儀」。由此故知，要離下染上地煩惱方現在前。  
『旧訳婆沙論』雜健度智品 [①1546.vol.28:77b12-24] 問曰。何以知離下地欲上地煩惱現在前。答曰。如施設經說。「有六種非戒。欲界繫有二種，有心相應・心不相應。色・無色界繫亦有二種，有心相應・不相應。若欲界繫心相應法非戒現



在前，則四種非戒現在前。一欲界心相應，二心不相應，三色界心不相應，四無色界心不相應。色界繫心相應非戒現在前，則三種非戒現在前。一色界心相應，二色界心不相應，三無色界心不相應，無色界繫心相應非戒現在前，則二種非戒現在前。一無色界心相應，二心不相應。」此中，諸煩惱以非戒名說。以是事故，知離下地欲上地煩惱現在前，不緣下地。

玄奘訳の引用は微妙に異なり，旧訳の方が現行本論に近い。この中で「非律儀（非戒）」を「染法」・「諸煩惱」と解釈している点が注目される。

- (24) 原文は「第七章において (tshigs bdun pa las)」とあり，あるいは「第七章以降」とも読めるが，いずれにしても第7・8章に限定されるのでは意味をもたないので tshigs bdun las と訂正して読んだ。第2～第8の七つの章を指す。第1章は三性の思業すべてにわたる分別なので除外され，また第2章は「三不善根から始まる」ので本節の趣旨に適っている。ただ本節においては，それらの七章に説かれた不善業を善業にも適用すべきことを指示しているのだが，前七章のうち第7章と第8章の各種不律儀は，その性格上，単純に善に適用しうるものではない。むしろ第6章までに該当させた方が適切である。後続の二章は後に増広されたことを物語るか。なお，[加藤ノート]はこの部分を「第八章中 (tshigs brayad pa las)」と訂正して読んでいるが，上の理由から採用しなかった。
- (25) 『婆沙論』には三妙行と十善業道の包摂関係についての『施設論』の引用がみられる。『婆沙論』[①1545.vol.27:581c02-19]如發智論・集異門論攝身語妙行。施設論中所説亦爾。唯除意妙行，別有所攝故。彼論言。「問。爲身三妙行攝一切身妙行，爲一切身妙行攝身三妙行耶。答。一切攝三，非三攝一切。不攝者何。謂離前説以手杖等捶擊有情，及所應行諸不淨行，并飲酒等諸放逸業，而能安住正知正念，受用食等，復能正避諸犯戒者，諸如是等所起身業，非三所攝。所餘問答如前應知。問。爲語四妙行攝一切語妙行，爲一切語妙行攝語四妙行耶。答。一切攝四，非四攝一切。不攝者何。謂如有一，獨處空閑作如是説『有惠施，有親愛，有祠祀』如是等語妙行，於世有情不生領解，非四所攝。問。爲意三妙行攝一切意妙行，爲一切意妙行攝意三妙行耶。答。一切攝三，非三攝一切。不攝者何。謂無貪・無瞋・正見，俱生受・想・行・識，非三所攝。」これは [4-3] の註に示した三悪行の引用と対句をなすもので，現存『業施設』には存在しない文である。善業の解説も省略されることなく完備した『業施設』が伝承されていた可能性を示唆するが，内容的には単純に不善から善へ用語を変換しただけのようにも見える。
- (26) 本節の三世の生因に関する分別は，『識身足論』因緣蘊第三における六識身の特に意識の三世因分別に同文脈がみられる。分別の対象は異なるが内容的にも共通しているので，参考のため以下の各節に対応箇所を引用注記する。ここでの設問を前もって列挙する説相は，本論の他の箇所とは明らかに異なるので，『識身足論』から転用，あるいは同一源泉から依用した可能性がある。
- また注目すべきことに，ここで説かれる因果関係には，明らかに俱有・相応・同類・異熟因が想定されており，三世の思を生ずる原因には必ず同時因である俱有因・相応因が関わるような分別になっている。
- (27) cf. 『識身足論』[①1539.vol.26:547c15-24] 有六識身，謂眼識耳鼻舌身意識。

- 如是六識身或過去或未來或現在。[1] 過去眼識頗有過去爲因，非未來爲因非現在爲因耶。[2] 頗有未來爲因，非過去爲因非現在爲因耶。[3] 頗有現在爲因，非過去爲因非未來爲因耶。[4] 頗有過去現在爲因，非未來爲因耶。[5] 頗有未來現在爲因，非過去爲因耶。[6] 頗有過去未來爲因，非現在爲因耶。[7] 頗有過去未來現在爲因耶。如過去眼識，未來現在眼識亦爾。如眼識耳鼻舌身意識亦爾。
- (28) この設問は原文に欠く。後の解釈部分では、過去に関してはこの設問の有無は不明であり、未来の思に関しては「過去・未来の原因」の問答はあるが「未来・現在の原因」を欠いている。しかし、現在の思には想定されるすべての問答がなされている。それゆえ一応ここに補っておく。
- (29) cf. 『識身足論』 [①1539.vol.26:548a8-9] 過去意識一切皆用過去爲因。所餘諸句皆不可得。
- (30) cf. 『識身足論』 [①1539.vol.26:548a9-22] [2] 未來意識或有未來爲因非過去現在爲因。謂未證入正性離生補特伽羅，未來最初無漏意識。何等未來因。謂此俱有相應諸法。[4] 或有未來現在爲因非過去爲因。謂苦法智忍現在前時，所有未來無漏意識。何等未來因。謂此俱有相應諸法。何等現在因。謂苦法智忍及彼俱有相應等法。[5] 或有過去未來爲因非現在爲因。何等未來因。謂此俱有相應等法。何等過去因。謂過去法與此意識或爲同類或異熟等，非現在法與此意識或爲同類或異熟等。[7] 或有過去未來現在爲因。何等未來因。謂此俱有相應等法。何等過去現在因。謂過去現在法與此意識或爲同類或異熟等。(存在しない選言支は省略されている)
- (31) [1] と同じ問答が重複している。誤写と思われる。
- (32) この部分の問答は全体が原文に欠けているが、前後関係により補う。『識身足論』では存在しない選言支はすべて省略されるが、本論においては次の現在思ではすべての句に言及していることから、ここは単純な遺漏と見られる。
- (33) cf. 『識身足論』 [①1539.vol.26:548a22-28] [1] 現在意識或有現在爲因非過去爲因非未來爲因。謂苦法智忍現在前時與彼俱有相應意識。何等現在因。謂此俱有相應諸法。[4] 或有過去現在爲因非未來爲因。何等現在因。謂此俱有相應諸法。何等過去因。謂過去法與此意識或爲同類或異熟等。
- (34) 原文に欠落しているが補った。[加藤ノート] による。
- (35) 原文 'das pa'i rgyu gang yin pa rnam kyi であるが、他の例に合わせて rgyu を chos に訂正した。
- (36) 上述の『識身足論』においても三世生因に続いて三性の分別がなされるが、説き方は本論とは異なり、三世と同様の七句によって三性の生因が分別される (①1539.vol.26:548a29ff)。
- (37) cf. 『婆沙論』 [①1545.vol.27:94c3-12] 問。一切染汚法皆以見所斷法爲因不。設爾何失。若一切染汚法皆以見所斷法爲因者(中略)又若爾者，識身論說當云何通。如說「頗有不善法、唯以不善爲因耶。答有。謂聖者遠離欲染時，初染汚思現在前。」  
『旧訳婆沙論』 [①1546.vol.28:78c2-5] 若見道所斷法，盡爲一切染汚法作因者，施設經說云何通。如說「頗法不善以不善爲因耶。答曰。有職欲聖人，於彼退最初

染汚思現在前。」

[AKBh:89.11-13] idaṃ tarhi *Prajñāptibhāṣyaṃ* kathaṃ niyate “syād dhar-mo 'kuśalo 'kuśalahetuka eva / syād āryapudgalaḥ kāmavairāgyāt parihyamāno yāṃ tatprathamataḥ kliṣṭāṃ cetanaṃ saṃmukhikaroti”ti /

『俱舍論』 [①1558.vol.29:32c27-33a1] 若爾云何通施設足論說。如彼論說。

「頗有法是不善唯不善爲因耶。有。謂聖人離欲退最初已起染汚思。」

『俱舍論』 [①1559.vol.29:190c9-11] 若爾云何會釋假名論文。彼論云。「有法不善唯不善爲因。不有若聖人退離欲欲界染汚作意初起現前。」

諸本の引用中、玄奘訳『婆沙論』のみは『識身論』の説として引くが、現行の『識身足論』には該当箇所は存在しない。

(38) cf. 『品類足論』「辯千問品」(①1542.vol.26:733c17-23)。

(39) 以下の無記の四句およびその解釈は、四句の順序が列举と解釈では異なり、テキストにも混乱が見られる。解釈部分の方が通例の四句分別の順序なので番号はそれに合わせ、訂正を最小限にとどめるようにした。

(40) 原文 yang yin la を yang ma yin la と訂正。

(41) 原文は第三句と全く同じ文になっているが、訂正した。

(42) 原文にある否定辞 (ma) を削除する。

キーワード 業施設 Karmaprajñapti 不律儀 業異熟